

(議案 3) 市民バスにおける新制度の導入について

3つの制度（定期券、1日乗車券、障がい者割引）を新たに導入する。

1. 定期券

(1) 目的

市民バスの利便性をより高め、利用促進を図るとともに、主たる利用者である高齢者の外出機会の増加とこれによる健康増進を図ることを目的とする。

(2) 概要

- ・ 発行日から3か月間、何回でもバスを利用することができる定期券を3千円で販売する。（障がい者とその介護人は半額）
- ・ 販売窓口は、バス車内のほか。

(3) ポイント

- ・ 購入しやすい価格設定
- ・ 定額化による利用頻度の増加と健康増進。
- ・ 手続き簡素化によるバス車内での販売。
- ・ 運転免許証の自主返納の促進。

《参考》

表 1. 高齢者人口の推移

年度	人 口		高齢化率
		うち、65歳以上	
H16	37,941	8,440	22.25%
H20	36,514	8,975	24.58%
H21	36,719	9,213	25.09%
H22	36,461	9,366	25.69%
H23	36,353	9,420	25.91%
H24	35,708	9,537	26.71%
H25	36,004	9,885	27.46%
H26	35,622	10,144	28.48%
H27	35,354	10,425	29.49%
H28	34,972	10,592	30.29%
H29	34,547	10,691	30.95%
H30	34,226	10,799	31.55%

2. 1日乗車券

(1) 目的

市民のバス乗り継ぎ利用を支援するとともに、観光客の回遊性の向上を図る。

(2) 概要

- ・ 販売価格 300 円／枚（障がい者とその介護人は半額）
- ・ 購入した日に限り、何回でもバスを利用することができる。
- ・ 販売は、バス車内のほか。

(3) ポイント

- ・ 目的地までに生活コース、メインコースを乗り換えなければならない利用者の負担軽減（往復利用 400 円→300 円）
- ・ 観光客のバス利用促進。

3. 障がい者割引

(1) 目的

障害者基本法の理念に基づき、交通弱者である障がい者の生活交通を支援することを目的とする。

(2) 概要

身体障害者手帳等を提示した者およびその介護人（障がい者等 1 名につき一人）の利用料を半額とする。

① 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ者及びその介護人

② 割引の範囲

バス使用料の支払方法の全て（現金、回数乗車券、1日乗車券、定期券）

4. 回数乗車券の一部廃止

定期券、1日乗車券の導入に伴い、回数乗車券（1千円・3千円・5千円券）のうち、3千円・5千円券の販売を終了する。

《廃止理由》

- ・ 3千円券、5千円券の販売実績の減少。

販売実績… 1千円券 H20_537冊、H29_937冊（+74.5%）

3千円券 H20_172冊、H29_142冊（△17.4%）

5千円券 H20_393冊、H29_304冊（△22.6%）

- ・ 定期券の導入によって、これまで3千円、5千円券の回数乗車券を使用していた者の大部分が定期券に移行すると見込まれるため。

5. 導入時期

いずれも平成30年10月1日より導入する。